

くらて

6 月定例会号

No.81

平成21年7月31日発行

議会だより

発行 / 福岡県鞍手町議会・編集 / 議会だより編集委員会・〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705 TEL 0949-42-2111・印刷所 / 福岡コロニー



平成21年度補正予算	2	一般質問	6～9
行政報告、その他の議案	3	臨時会	10～11
質疑・答弁から	4	行政報告	11
委員会活動報告、陳情	5	表紙の紹介、編集後記	12

平成 21 年度補正予算

6月定例議会は、6月3日から18日までの16日間の会期で開催されました。一般会計補正予算をはじめ、一般職職員の給与等の特例に関する条例の改正など10議案を審議しました。



鞍手北中学校は校舎の耐震化に向けて、耐震補強工事の設計にかかります

鞍手北中の耐震工事設計委託料や 職員の給与等に関する経費など

一般会計 4269万円を追加

一般会計

全員賛成で可決

本補正予算は、鞍手北中学校耐震工事設計委託料や、職員給与の減額率を7月1日から3%を2%に引き下げることに伴う給与費、障害者自立支援の新体制移行に伴う障害者自立支援費、老人対策費の工事費、消費者相談事業に伴う商工費などの追加を盛り込んだ内容となっています。

これらの財源として、県補助金や財政調整基金などを充て、歳入歳出それぞれ4269万円を追加し、予算総額を58億4738万円としています。

補正の主なもの

歳入（収入）

県補助金追加	1,387万円
財政調整基金繰入金追加	2,892万円

歳出（支出）

老人対策費工事費追加	1,300万円
障害者自立支援費追加	1,105万円
児童福祉施設費追加	373万円
緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費追加	226万円
商工振興費追加	166万円
中学校管理費追加	478万円

その他の予算

その他7件の補正予算について、承認・可決しました。

- （専決）国民健康保険事業特別会計（全員賛成で承認）
- 国民健康保険事業特別会計（全員賛成で可決）
- 後期高齢者医療特別会計（賛成9・反対2で可決）
- 流域関連公共下水道事業特別会計（全員賛成で可決）
- 水道事業会計（全員賛成で可決）
- 病院事業会計（全員賛成で可決）
- 介護老人保健施設事業会計（全員賛成で可決）

条例の改正

職員の給料月額の特例減額率を2%に

（職員等の給与の特例に関する条例）

全員賛成で可決

今年4月、町財政再建の一環として、一般職の職員の給与等を減額する特例条例が公布・施行されました。

しかし、職員にとっては大幅な減額措置でもあることから、職員組合と協議を続けた結果、3%の減額措置は6月までとし、7月から来年3月までは2%とすることで合意できたので、条例の改正をしました。

この結果、人件費の年間削減額は、全会計で7039万円が見込まれます。

その他の議案

委員定数の変更や調査に要する経費など

（百条委員会委員の定数及び調査経費）

全員賛成で可決

百条委員会は活動を休止していますが、元職員が逮捕・起訴されたのち再開し、残る全容の解明を行ったうえで報告書を提出することになっています。

今回本年度の調査に掛かる経費を101万4千円以内と定め、併せて、2月末に議員1人が辞職したため、特別委員会の委員定数を11人から10人に改めました。

町長からの行政報告

元職員の公金横領に 関する監査結果報告

昨年5月26日、元職員による公金横領事件が発覚しました。町は、昨年8月18日、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、監査委員に

対して、事件の事実関係の確認、会計職員等の町に対する賠償責任の有無及び賠償額の決定等について監査を求めています。その結果について、去る5月29日、報告書の提出がありました。

その報告書の中で、横領した元職員本人は、平成8年頃から平成19年頃までの間、その管理に係る特定目的基金や団体生命保険事務取扱手数料、町職員の源泉所得税・町

昨年5月26日、元職員による公金横領事件が発覚しました。町は、昨年8月18日、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、監査委員に

対して、事件の事実関係の確認、会計職員等の町に対する賠償責任の有無及び賠償額の決定等について監査を求めています。その結果について、去る5月29日、報告書の提出がありました。

その報告書の中で、横領した元職員本人は、平成8年頃から平成19年頃までの間、その管理に係る特定目的基金や団体生命保険事務取扱手数料、町職員の源泉所得税・町

昨年5月26日、元職員による公金横領事件が発覚しました。町は、昨年8月18日、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、監査委員に

対して、事件の事実関係の確認、会計職員等の町に対する賠償責任の有無及び賠償額の決定等について監査を求めています。その結果について、去る5月29日、報告書の提出がありました。

その報告書の中で、横領した元職員本人は、平成8年頃から平成19年頃までの間、その管理に係る特定目的基金や団体生命保険事務取扱手数料、町職員の源泉所得税・町

昨年5月26日、元職員による公金横領事件が発覚しました。町は、昨年8月18日、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、監査委員に

対して、事件の事実関係の確認、会計職員等の町に対する賠償責任の有無及び賠償額の決定等について監査を求めています。その結果について、去る5月29日、報告書の提出がありました。

昨年5月26日、元職員による公金横領事件が発覚しました。町は、昨年8月18日、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、監査委員に

昨年5月26日、元職員による公金横領事件が発覚しました。町は、昨年8月18日、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、監査委員に

対して、事件の事実関係の確認、会計職員等の町に対する賠償責任の有無及び賠償額の決定等について監査を求めています。その結果について、去る5月29日、報告書の提出がありました。

その報告書の中で、横領した元職員本人は、平成8年頃から平成19年頃までの間、その管理に係る特定目的基金や団体生命保険事務取扱手数料、町職員の源泉所得税・町

昨年5月26日、元職員による公金横領事件が発覚しました。町は、昨年8月18日、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、監査委員に



町長柴田 行政報告冒頭を語る

もう1人は、平成18年5月21日から平成20年3月31日までの被害額253万7千4906円のうち、1割を損害賠償割合とし、253万7千4906円に、支払った日までの延滞利息を加算した額としています。

常任委員会活動報告

総務文教委員会

総務文教委員会は、6月16日、給食共同調理場（給食センター）で視察研修を行いました。

以前から懸案だった調理機器の老朽化問題に関し、本年度夏休み中に機器を更新するための予算措置がされたことに伴い、委員会としても



教育課から現状と更新計画の説明を受けました

現状を把握しておく必要があるという点とで実施したものです。

担当課の説明によると、衛生面や調理作業の安全面等を考慮し、夏休み期間中に洗浄機や真空冷却機、ガス回転釜等を更新する。またこれによって、2学期以降、給食のメニューも増やす事が可能になるといふことでした。

説明終了後委員は、当日の小・中学校の給食を試食しました。



機器更新後の給食が楽しみです

総務文教委員会としては機器の更新後、再度視察研修を行い、給食がどのように変わったか検証したいと思っています。

民生産業委員会

民生産業委員会は、7月6日、公立として残った保育所（剣第一・古月・西川第二）と民営化された保育



保育士から現状の説明を受けました

所（剣第二・西川第二）の現状を把握するため、現地視察を行いました。

町立の保育所では本年5月、待望のエアコンが設置され、給食やお昼寝、また雨の日の保育が快適にできるようになったと保育士から説明がありました。しかし、施設本体が古いため、他にもトイレ

など改善すべきところが見られ、担当課長には更に改善に向けて検討するよう申入れをしました。



西川第二保育所の視察状況

民営化された2保育所では、所長から

4月以降3カ月間の状況について説明を受けましたが、まだ大幅に変わっていないところはありませんでした。今後、民営の特徴を生かして保育所運営をしていくということですが、

委員会としては、今後も公立、民営を問わず、福祉の立場から推移を見ていきたいと考えています。

陳情

安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情

全員賛成で採択

【要旨】 国民の安全・安心に明らかにすること
 3 現在直轄で整備・管理をしている道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易な地方整備局・事務所・出張所の廃止や地方移譲は行わないこと
 4 国民生活に視点をあてた行政の民主化への転換を図ること

記

1 「地方分権」道州制導入については、迅速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと

【陳情者】

国土交通省
 管理職ユニオン九州支部
 支部長 馬場 晴夫

【送付先】

内閣総理大臣 麻生太郎
 国土交通大臣 金子一義
 福岡県知事 麻生 渡

2 財源、国民負担、負担割合などは、議論する過程でその内容を地域ご

知りたいこと 望むこと

5人の議員が質問

仕組債の購入は、組織的に行われたのか

組織的に購入した分もあり、そうでもないものもあります
(副町長)



星 正彦 議員

役職務代理者名で購入したものです。

西日本シティ銀行を通じて1億円の仕組債は、町長までの決裁を受けた後、平成19年3月購入したものです。

質問 福岡銀行・前田証券の1億、西日本シティ銀行・みずほ証券の1億、野村証券の3億は、誰がこの購入に関わったのか、その経過を。

会計収納対策課長 福岡銀行を通じ前田証券から購入した1億円の仕組債は、元職員と元会計管理者が基金を効率的に運用できるものはないか研究する中で、すでに他の自治体も導入している仕組債を平成18年12月、元職員が決裁を受けずに収入

すので、組織的に購入したということですね。

副町長 前田証券から購入した仕組債、これが鞍手町が最初に取組んだ仕組債です。元職員と元会計管理者が協議をして取り組み、購入しています。が、決裁は受けていません。みずほ証券から購入した1億円の仕組債は、2人で取り組み、町長まで決裁を受けて購入しています。

質問 平成18年12月、平成20年5月の約定書等には収入役職務代理者印、町長印が押されているが、元職員が無断で押印したということですか。

副町長 6月2日、弁護士が元職員を呼び供述をとられています。その中でもその様に証言しています。

質問 3月の全員協議会で副町長は、野村証券の3億円については町長、私、課長で協議をし、内諾をしたと。しかし、昨年9月議会では、検討の

上購入を決定したと答弁しています。内諾と決定は非常に違うわけですが、どうということですか。

副町長 野村証券の3億円については、企画財政課長を通じて話がありました。元本が確保され金利が高い債券ですという提案があり、町長を交えて協議しました。有利な債券なら取り組むこともいいのではないかと、内諾をしたということ。企画財政課長は上司の内諾を得たので、正式な決裁を取るようにと元職員に何度も指示をしています。

質問 町長印、職務代理者印を元職員が無断で押印した事は、重大な犯罪です。告発、告訴をする必要があると思つが。

町長 早く告訴をすべきということですが、これについては弁護士と相談して、横領事件と一体的に取り組んでいただいているところです。すぐに対応はしています。

平成16年度、17年度の政務調査費の使途は適正と思うか

政務調査費の精神に則り、適正に使用したと思っています（町長）



香原 暹 議員

質問 平成16年6月に事務所の改築工事をされていますが、場所はどこで、その改築の内容は。
町長 私の家の横です。内容は雨漏り修理、壁・床の修理、ドアの取替え、防腐工事、電気工事等です。
質問 どの項目で実施し

ましたか。
町長 その他の経費です。
質問 当時の政務調査費に関する規則では、その他の経費というのはありませんか。
町長 報告書の様式にはありません。
質問 私は、6月6日、町長宅前の道を通った際、町長の車があるのが確認できたので、事務所調査の承諾を得るために自宅を訪ねました。留守のようでしたので、退出時に駐車場の横の事務所を確認しました。この事務所は後援会の事務所ですか、それとも個人の事務所ですか。
町長 自分の政治活動をするための事務所です。
質問 他市では、自分が所有する建物の修理は、その建物の資産価値を高めることになり、政務調査費の対象としていません。事務所の修理等が、調査研究に当たるのですか。
町長 調査研究は事務所

の中でします。私は何ら問題は無いと思っています。
 平成17年度の政務調査費の使途については
質問 平成17年度政務調査費報告書によると、ファックス購入となつていますが、このファックスの機種は。また、機能は。
町長 コピーとファックス兼用の分です。機種は、NTTドコモファックスとなっております。
質問 この種の機種は定価も高く、高速で、しかも普通紙で印刷されます。これ程の高性能のファックスが必要なのか疑問に思います。これはどこで使用していますか。
町長 ファックスは、自宅の中に置いてあります。高性能が良いか悪いかは、買う人自身の問題でしょう。私はこれを好んで買ったのですから、何ら言われることではありません。

質問 事務所を使うはずの物を家で使う場合、事務所費として出せないのではと思いますが、いつ頃買ったのですか。
町長 平成17年12月です。やはり利便性の良いところに置くでしょう。
質問 町長は18年1月、町長選立候補の宣言をしています。そのファックスが議員活動に生かされないわけです。議員としてほとんど調査研究をすることがない状態で、政務調査費を使つてするといふことの適否については。
町長 町長選に使つたときは全く関係ありません。
質問 財政が逼迫し、町長自らが節約を行い、財政再建を計るべき時期であり、不適切な使用と思われる政務調査費は返還していただきたい。
町長 政務調査費の精神に則つて使用したので、返還の気持ちは毛頭ありません。

質問 今、猪が山間部から民家の近くまで出没しています。これからの実りの時期、稲、ブドウなどの被害が予想されますが、町は被害状況を把握していますか。
町長 有害鳥獣による被害は、農業に深刻な影響を与えています。平成20年度猪による被害状況は、水稻被害面積209アール、被害量



原 哲也 議員

イノシシなどの有害鳥獣対策は直方市、宮若市などと共同して捕獲対策に取り組みます（町長）

4700kg、被害額122万6千円、果樹の被害面積6アール、被害量690kg、被害額38万7千円となっております。

質問 猪駆除による昨年の捕獲頭数は。



昨年、猟友会によって捕獲されたイノシシ

町長 把握している数は若干低いようですが、銃による捕獲が5頭、箱わなによる捕獲が3頭、計8頭です。

質問 町所有の箱わなは、どの程度貸し出しをしていますか。

町長 今、箱わなは、町独自では持っていない。鳥獣害に関する法律がでままして、直方市、宮若市と共同で箱わななどを購入するようにしています。

鞍手町は、両開きわな5基と片開きわな7基を所有する事になりました。



箱わな

質問 町内で狩猟免許を取得されている方は何名おられますか。

町長 役場の職員が1

名、一般の方が6名です。

質問 佐賀県武雄市では、猪の肉を加工して道の駅などで販売していると新聞に載っていました。当町でもそういう考えはありませんか。

町長 絶対量が少ないので、販売にはならないかなと思っています。しかし、今後量的に捕れるということになれば、検討する余地はあると思います。

質問 現在ぶどう園では、猪が入らないように電柵でんさくを設置しています。距離が長いので電圧が下がって猪が入ってくるようです。

農家が電柵の補強をするため、助成金などを考えるありませんか。

町長 3年くらい前までは、県と町で電柵布設に対して助成金を出していましたが、現在はありません。今のところ助成金は考えていません。

緊急経済対策として住宅リフォーム助成制度の実施を

新たな事業の展開は困難です (町長)



宇田川 亮 議員

中、新たな事業の展開は困難であるかと思っています。

質問 個人の住宅を改修しようとする人が町内業者に依頼するとき、町が10%、上限10万円の補助をすれば、500万円の

予算で5000万円の経済効果が生まれます。小額からでも取り組んでいただきたいと思うが。

町長 精神論は理解してはいますが、何しろ財源がない。研究はさせていただきたいと思っています。

小規模事業者登録制度の実施を

質問 この制度

は、町の公共建築物の工事や修繕、物品の納入等について、地元の中小零細企業の受注機会を増やすために希望者の登録を行うものです。



住宅リフォームの補助は経済効果も見込まれます

これにより、小規模事業者が契約に参加できる機会を拡げます。景気対策と町内業者の育成という観点から、是非実施をお願いしたい。

町長 指名入札制度との兼ね合い、他の自治体の実施状況について精査し、前向きに研究させていただきます。

た。認知症に関わる14の調査項目が削除され、要介護の判定に必要な情報が大幅に削減されたために、実態に合わない判定が増えているのではないかと心配です。

町長 利用者が希望すれば、従来の要介護度を継続できる経過措置が取られています。ただし、4月から新規に申請される方は、影響がでると思われ

質問 介護保険料が引き下げになった理由は。

町長 一番の理由は、介護報酬改定の3%増額分の2分の1が国から保険者に交付されること、他に広域連合に余裕が生まれた事などです。

質問 介護保険料や利用料の減免制度の導入を、広域連合に呼びかけて欲しいが。

町長 引き続き要望していきたいと思っています。

介護保険料・利用料の減免制度の導入は

質問 4月から介護認定

方式が大きく変わりました

経済危機以来、政府は連続した経済対策に取り組んでいるが、本町の対策は

国の財政措置を踏まえ、様々な事業に取り組んでいきます (町長)



川野 高實 議員

質問 平成20年度第1次、第2次補正、今年度75兆円の経済対策効果、本町の予算規模と取り組み状況について説明を。

町長 国の財政措置については知恵を絞り、有効に活用していきたいと考

えています。定額給付金、子育て応援特別手当及び地域活性化生活対策費臨時交付金については、3月議会で議決を頂いています。

臨時交付金は、学校給食共同調理場の整備や古月小体育館の防水工事等の事業費に充てることにしています。

新年度予算、補正予算での経済対策の取り組みは

質問 地方道路整備臨時交付金が一般財源化され、新年度から地域活力基盤整備交付金として創設されましたが、この交付金をどのような政策意図を持って取り組まれるのですか。

町長 町内の道路、特に生活道路や歩道の拡充やバリアフリー化など歩行者の安全確保が必要と認識しております。財源を含め交付金事業の条件を十分検討し、対応できる

ものから取り組みたいと考えています。

質問 新経済対策のうち町民の関心が高い教育費の負担対策費にはどのように取り組むのですか。

教育長 経済的理由により就学困難な高校生には、現在ある奨学金制度の周知徹底を図りたいと思います。今回の財政措置で

国は、高校生の授業料減免の緊急支援を行うようになっていきますので、活用したいと思っています。

質問 新経済対策では子宮頸がんは20歳から40歳の間、乳がんは40歳から60歳の間、それぞれ5歳刻みでの検診無料化を打ち出していますが、本町の取り組みは。

保険健康課長 本年度は検診日を土曜、日曜日を含めて2日増やし、19日間としています。5歳刻みの検診無料化は、国から交付要綱や実施要綱が示され、県の説明会を受

けた後、早急に実施したいと考えています。

質問 スクールニューディール構想は、事業費が約1兆円のプロジェク

トで、学校施設の耐震化やエコ化、情報化の推進などが入っています。太陽光発電の導入についてのお考えは。

教育長 太陽光発電の導入は大きな意義がありますが、先進的な設備であり、設置後の維持管理等に多くの課題がありますので、今後、調査・検討

をしたいと思っています。

質問 未曾有の経済不況の中、町民は必死に汗をかいて働いています。行財政改革を断行し、行政の無駄ゼロへ向けて町長の強い姿勢を。

町長 第4次行財政改革の指標として位置付けている計画、実施、評価点検、見直しを着実に実行し、更なる努力を重ねていきたいと考えています。



どうなったあの質問 福祉バスの早期運行を

質問 循環バス導入検討委員会からの提言を早く実施すべきではないか。

町長 内部協議を進め、早期の実現をめざします。

平成19年9月定例会

質問 導入検討委員会の提言に「5カ所の公共施設で乗降できる福祉バスを」とあるが、その状況は。

町長 導入の方向で現在調査研究を行っています。

平成20年9月定例会

質問 福祉バスを実施することになっているが、なぜ早く実施しないのか。

町長 財政が厳しく、予算を確保した上で取り組みます。

平成20年12月定例会

現在 2台の巡回バスで町内を回っているが、まだ5カ所の公共施設は回ってはいない。

理由 福祉バス事業として取り組むため素案は作っているが、関係機関との協議が終わっていないことや財政状況が厳しいことから、財政の推移等を勘案して進める。

平成21年3月定例会

臨時会

平成21年第2回臨時会が5月26日に開催され、町長から提案された条例の改正や専決処分の承認議案など8議案を審議し、いずれも可決・承認しました。

条例の改正

人事院勧告に準じ職員の 期末手当等を0.2月分凍結

〔職員の給与等に関する条例の一部改正〕

（賛成10・反対1で可決）

平成21年5月1日、人事院の臨時勧告が行われ、民間の夏季一時金の状況を反映するため、本年6月期の国家公務員の期末・勤勉手当等に関して、暫定的に支給月数の一部を凍結する措置の実施が閣議決定されました。

このため、鞍手町はこれまでも国家公務員に準じてきたことから、同様に実施することにしたものです。

今回の改正により、職員の6月期の期末・勤勉手当は、支給月数2・15月分から0.2月分を特例措置として凍結されるため、1・95月分となります。

このため、鞍手町はこれまでも国家公務員に準じてきたことから、同様に実施することにしたものです。

今回の改正



臨時会本会議

専決処分の承認

○個人住民税に住宅借入金等特別税額控除を創設など

〔町税条例等の一部改正〕

（全員賛成で承認）

安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別

税額控除の創設や、上場株式等の配当等及び譲渡所得等にかかる個人住民税の税率の特例措置の延長などを行うため地方税法等の一部が改正されました。

これに伴って町税条例等の一部を改正したものです。

【主な改正点】

*個人住民税関係では

- ① 住宅ローン特別控除の創設
- ② 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設
- ③ 上場株式等の配当等に係る3年間の現行税制の延長

*固定資産税関係では

- ① 宅地等に係る負担調整措置については、平成21年度から平成23年度までは現行制度の基本的な仕組みを継続

【国民健康保険税 課税限度額の推移】

	国民健康保険税	介護納付金	後期高齢者支援金等	計
平成12年度	530,000	70,000	/	600,000
平成15年度	530,000	80,000		610,000
平成18年度	530,000	90,000		620,000
平成19年度	560,000	90,000		650,000
平成20年度	470,000	90,000	120,000	680,000
平成21年度	470,000	100,000	120,000	690,000

○介護納付金課税限度額を10万円に引き上げ

〔国保条例の一部改正〕

（賛成10・反対1で承認）

介護納付金課税限度額が9万円から10万円に引き上げられました。また、これまで2割軽減の適用は申請によって行ってきましたが、今後は申請がなくてもできるようにになりました。

○平成20年度一般会計予算を補正
(賛成9・反対2で承認)

○平成20年度国保会計予算を補正
(全員賛成で承認)

国、県支出金、地方譲与税及び県交付金、地方交付税等の確定が遅れたこと、歳出の執行残を減額したことなどにより、歳入歳出それぞれ1億2741万円を減額し、予算総額を63億9125万円としました。

平成20年度予算において、療養諸費等が不足したため関係予算項目を調整し、予算総額を21億1595万円としました。

○平成20年度下水道会計予算を補正
(全員賛成で承認)

前納報奨金が増えたことによる基金繰入金の追加や一般会計繰入金の減額、歳出の執行残を減額したことなどにより関係予算項目を調整し、予算総額を7億5358万円としました。

○平成20年度かんがい施設会計予算を補正
(全員賛成で承認)

平成20年度予算におい



下水道工事の状況

て、事業費の執行残を減額したことに伴い関係予算項目を調整、予算総額を5087万円としました。



新北排水機場

○平成20年度谷山池パイプライン水利施設会計予算を補正
(全員賛成で承認)

平成20年度予算において、歳出の執行残の減額を行ったことに伴い関係予算項目を調整、予算総額を747万円としました。

行政報告

「公金横領問題などの早期究明と解決を求める会」から提出された公開質問状について、5月26日開催された臨時会の冒頭、町長が行政報告を行いました。

5月12日、町民5名の方による「公金問題などの早期究明と解決を求める会」が結成され、町長に対して、横領事件や仕組債の購入問題に関する5項目についての公開質問状を頂きました。

その内容は、1点目は町が元職員を告訴していない理由、2点目は横領された税金等を公費で補填したその回収方法、3点目は町民の信頼回復に向けての具体的な取り組み、4点目は仕組債購入に関すること、5点目は現町長や執行部の責任、についてであります。

これらの回答については、現在、一日も早い全容解明に向けて、警察、弁護士等と連携協力して最大限の努力を尽くしていきますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



公開質問状提出を報じる新聞各紙

公金横領に関する調査特別委員会 (百条委員会)を再開

昨年5月、元職員による公金横領事件が発覚した後、鞍手町議会は「公金横領に関する調査特別委員会」を設置し、全容の解明、責任の所在、再発防止等について調査を行ってきました。

しかし、元職員が逮捕され、起訴事実が明らかになる前に全容の解明はできないという判断から、本年3月の特別委員会において、委員会は当分の間休止することとなりましたが、7月6日、第17回100条委員会として再開しました。

5月29



第17回100条委員会

日、町監査委員から地方自治法に基づく監査報告がなされ、状況に進展があったことをうけ、7月6日に100条委員会を開催しました。

この日は、元職員を証人として再度尋問し、基金横領の流れを確認しま

が、できるだけ早い時期に調査報告ができるよう調査を進めていきます。

した。また、

副町長にも
参考人意見
聴取を行いました。

また、元
職員の逮捕
には至ら
ず、全容の
解明には
困難をきた
しています

表紙の紹介



鞍手町立保育所では、年長・年中・年少間の交流と併せて、太陽の光を浴び元気な体をつくることや、交通安全教育、自然観察などを目的に、毎月「おにぎり散歩」をしています。

表紙の写真は、5月27日、剣第一保育所のおにぎり散歩の様子です。背中には、お母さんが作ってくれたおにぎりが入ったリュックを背負い、年長さんは年中・年少さんの手をとって楽しそうに歩いていました。

この日はちょっと肌寒だったので、保育所に帰ってから皆でおにぎりを食べましたが、お味はどうだったかな。次はお外で食べられたらいいね。

(剣第一保育所保育士)

議会を傍聴しませんか

受付は、当日議会事務局で行います。
不明な点は、お尋ね下さい。

次回は、9月議会です。

議会事務局 42-2111 (内線 331)

発行責任者

議会議長

仲野 守

編集スタッフ

委員長

香原 暹

副委員長

星 正彦

委員

原 哲也

委員

久保田正之

委員

栗田 幸則

委員

毛利 喬

編

集

後

記

▼田植えも終わり、田面は緑の絨毯を敷き詰めた様な美しい風景をかもし出しています。

▼5月末に、地方自治法に基づく「会計職員等の賠償責任に関する監査結果」が町長に報告され、元職員の上司には多額の損害賠償金が請求されましたが、元職員が未だに

に基づく「会計職員等の賠償責任に関する監査結果」が町長に報告され、元職員の上司には多額の損害賠償金が請求されましたが、元職員が未だに

逮捕されていないのは、梅雨空のように心が晴れません。一日も早く全容が解明され、町民の皆さんに報告できるようになることを望みます。

▼9月には定例会が開催されます。皆さんの傍聴をお待ちしております。

(原 哲也)